

参加者募集のお知らせ

市民後見人講演会 市民後見人養成講座オリエンテーション



はじめに...

大阪府内において、誰もが地域で安心して暮らすことをめざす地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行っていき「市民後見人」の養成を行います。
「社会貢献への意欲と熱意のある方」
「市民後見人ってどんなことをするのか」と関心のある方、ぜひご参加下さい。

内容 【講演】 成年後見制度の概要と市民後見人の役割

【市民後見人活動の紹介】

【事務連絡】 市民後見人養成講座について

対象 15市町(豊中市・池田市・高槻市・八尾市・東大阪市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・

大阪狭山市・岸和田市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・岬町)に在住、在勤の方が優先ですが、他市町村の方もご参加いただけます。

※市民後見人養成講座の受講の対象は、平成27年3月31日現在の年齢が満25歳以上70歳未満の方です。(オリエンテーションの参加は、年齢による制限はありません)

※大阪市・堺市に居住し、同市内にお勤めの方は、大阪市・堺市が実施する市民後見人養成講座を受講してください。

参加費 無料

会場 無 料
裏面をご参照ください。※各会場の地図は、大阪府社会福祉協議会のホームページ(トップ画面下段「トビックス」)<http://www.osakakaisya-yakyo.or.jp/>をご確認ください。

申込み方法 裏面をご参照ください。

主催 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター
市民後見推進事業実施15市町及びその委託先

※ この講演会は、平成25年12月に実施されたNHK歳末たすけあい配分金により実施します。

問合せ先

大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター (06-6764-7760)
豊中市地域福祉室 (06-6858-2220) ・ 豊中市社会福祉協議会 (06-6841-9382)
池田市高齢・福祉総務課(072-754-6250) / 高槻市長寿生きがい課 (072-674-7166)
八尾市地域福祉政策課(072-924-3835) ・ 八尾市社会福祉協議会(072-991-1161)
東大阪市高齢介護課(06-4309-3185) ・ 東大阪市社会福祉協議会(06-6726-2515)
富田林市地域福祉課 (0721-25-1000 代表) / 河内長野市生活福祉課 (0721-53-1111 代表)
羽曳野市福祉総務課(072-947-3831) / 大阪狭山市高齢介護グループ(072-356-0011 代表)
岸和田市福祉政策課 (072-423-9467) ・ 岸和田市社会福祉協議会(072-439-8241)
泉佐野市高齢介護課(072-463-1212 代表) / 泉南市長寿社会推進課 (072-483-8253)
阪南市介護保険課 (072-471-5678代表) / 忠岡町いきがい支援課 (0725-22-1122 代表)
岬町高齢福祉課 (072-492-2716)

市民後見人養成講座 オリエンテーション 申込書

大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター宛 FAX: 06-6764-7811

参加申込方法について

1. FAXの場合 下記参加申込書に必要事項をご記入の上、大阪後見支援センター（上記FAX番号）までお送りください。
2. メールの場合 件名を「市民後見人オリエンテーション申込み」とし、①お名前 ②お住まい又はお勤め先の市町村名 ③日中に連絡のつく電話番号 ④参加希望日をご記入の上
koken@pearl.ocn.ne.jpまでお送りください。

※ FAX、メールが難しい場合、表面にある問合せ先にお電話でお申込みください。
お申込みの際には、①お名前、②お住まい又はお勤め先の市町村名、③日中に連絡のつく電話番号、④参加希望日をお伝えください。

※ お申込みいただいた後、受け付けた旨の連絡はいたしませんのでご了承ください。各会場の定員を超えた場合のみご連絡いたします。

※ 当日、各会場に直接お越しください。

※ いずれかの日を選んで、参加希望日欄に○をつけてください。

参加希望日	日 時	会 場
	6月16日(月) 午後2時～4時30分	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷホール 住所: 豊中市玉井町1-1-1-501 定員120名
	6月20日(金) 午後2時～4時30分	高槻市総合センター 6階 C601会議室 住所: 高槻市桃園町2-1 定員 60名
	6月26日(木) 午後2時～4時30分	羽曳野市市民会館 住所: 羽曳野市善田1-4-4 定員300名
	6月28日(土) 午後2時～4時30分	布施駅前市民プラザ多目的ホール(ヴェルホール布施5階) 住所: 東大阪市長堂1丁目8番37号 定員178名
	6月28日(土) 午後2時～4時30分	岸和田市立福祉総合センター 講堂 住所: 岸和田市野田町1丁E5番5号 定員200名
	7月5日(土) 午後2時～4時30分	大阪府社会福祉会館 401号室 住所: 大阪市中央区谷町7丁目4-15 定員200名

お名前	お住まい又はお勤め先の市町村名	日中に連絡のつく電話番号
(フリガナ)	市・町・村 在住・在勤 (○で囲んでください)	
(フリガナ)	市・町・村 在住・在勤 (○で囲んでください)	

個人情報の取り扱いについて

※ 申込書に記入いただいた個人情報は、この講演会にのみ使用し、他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

平成 26 年度 大阪府 市民後見人養成講座（基礎講習）募集要領

平成 12 年 4 月に「成年後見制度」がスタートして 14 年が経過しました。

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること）が進む中で、判断能力が不十分な方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっています。

一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少しています。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられています。

判断能力が不十分となっても、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われの方を養成し受任につなげるため、「大阪府 市民後見人養成講座」を実施します。

○大阪府 市民後見人養成講座の特徴について

大阪府 市民後見人養成講座は、将来「市民後見人」として活躍できる方を養成するために開催します。「市民後見人」は、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を被後見人等のために、どのように使っていくかを考え執行する」など、身上監護中心で被後見人に必要な後見等業務を行う、報酬を前提としない活動です。

講座を修了しても、必ずしも全ての方が後見人等になれるとは限りません。後見人等として就任するためには、家庭裁判所に選任される必要があります。（この講座の受講により、後見人の資格を得られるわけではありません）

市民後見人養成講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもちつた人材を養成するもので、基礎講習終了後、引き続き実務講習やワークショップ研修等を行います。

1 応募資格 次のすべてに該当する方

- ①オリエンテーションに参加し、講座の趣旨をご理解いただいた方
- ②大阪府在住または在勤の方（大阪市・堺市をのぞく）
- ③成年後見制度及び社会福祉活動に理解と熱意のある方
- ④社会貢献に意欲をもち、後見人になろうと考える方（後見業務の養成研修を有する団体に所属している方や親族以外の方の後見人として活動している方をのぞく）
- ⑤平成 27 年 3 月 31 日現在（市民後見人バンク登録時）の年齢が満 25 歳以上 70 歳未満の方（後見活動は長期間になる可能性があるため年齢要件を設けています）
- ⑥原則として基礎講習のすべての科目を受講できる方

2 日 程 ○大阪市内会場

※大阪家庭裁判所本庁・堺支部管内（豊中市・池田市・高槻市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市）に在住・在勤の方対象

①平成26年8月2日（土）②8月23日（土）③9月6日（土）

④10月4日（土） ※3ページのカリキュラムをご参照ください。

○岸和田市内会場

※大阪家庭裁判所岸和田支部管内（岸和田市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・岬町）に在住・在勤の方対象

①平成26年8月2日（土）②8月9日（土）③9月6日（土）

④9月27日（土） ※4ページのカリキュラムをご参照ください。

3 定 員 各会場とも 70名程度

4 応募方法 オリエンテーションにおいて、趣旨をご理解いただいた上で、配布した受講申込書により、平成26年7月11日（金）までに郵送又はFAXでお申込みください。

※上記15市町以外に在住在勤の方は、受講会場を選択いただいた上でお申込みください。ただし、定員を超えた場合は、15市町在住在勤の方を優先させていただきます。

5 受講料 無 料

6 受講決定 受講申込書の記載内容をもとに書類審査を行い、申し込み多数の場合は選考のうち受講者を決定し、7月26日（土） 頃までにお知らせいたします。受講いただけない場合もその旨お知らせします。

7 主 催 大阪府社会福祉協議会・岸和田市・豊中市・池田市・高槻市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・東大阪市・八尾市・大阪狭山市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・岬町

8 共 催 岸和田市社会福祉協議会・豊中市社会福祉協議会・東大阪市社会福祉協議会
富田林市社会福祉協議会・八尾市社会福祉協議会・泉佐野市社会福祉協議会

9 事務局 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター（担当：堤添・平尾・坂本）
〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
TEL：06-6764-7760 FAX：06-6764-7811

1 0 基礎講習の内容

- (1) 実施期間：平成 25 年 8 月～10 月
 (2) 講師：学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士 等
 (3) カリキュラム・日程・会場（大阪市内と岸和田市内の二か所で実施します）

○大阪市内会場

日程	会場	時間	テーマ	学習内容
8月2日 (土)	大阪府 社会福 祉会館 301号室	10時00分 ～12時30分	社会福祉の動向と 市民後見人の役割	市民後見が求められる背景、「地域福祉」 や「権利保護」の理念を理解し、市民後見 人の必要性や役割を認識する
		13時30分 ～16時00分	成年後見制度の概 要	成年後見制度の理念を理解し、法定後 見・任意後見の概要と後見人等の職務に ついて理解する
8月23日 (土)	業業年 生会館 401・402 号室	10時00分 ～12時00分	権利保護の基本的 考え方と実際	支援を要する人の権利保護についての理 解、危待を含めた権利侵害の実際と対応 を学ぶ
		13時00分 ～14時20分	地域福祉の理念と 福祉サービス	日常生活自立支援事業等の関連する事 業や福祉サービス・社会資源を理解し、開 発連携との連携の大切さを学ぶ
		14時30分 ～16時00分	申立てのなかれと家 庭裁判所の役割	家庭裁判所の申立から後見開始までのな がれと、申立実務を学ぶ
9月6日 (土)	大阪社 会福祉 指導セ ンター5 階ホー ル	10時00分 ～12時00分	後見人の職務(1)	実際の後見人の職務について、財産管 理、身上監護の業務を学び、具体的な実 務を理解する
		13時00分 ～16時00分	対象者の理解	認知症高齢者、知的障がい者、精神障が い者のそれぞれの特徴について認識する
10月5日 (土)	大阪社 会福祉 指導セ ンター5 階ホー ル	10時00分 ～12時00分	後見人の職務(2)	実際の後見業務の事例について学び、後 見人の業務についてのイメージを高める
		13時00分 ～15時30分	事例検討 (グループワーク)	後見事例に基づいた支援方針等の検討 を通じ、成年後見人としての対応を考え る。

※ 1日目の8月2日(土)は午前9時45分から開講式を行います。

※ 4日目10月4日(土)は、講座終了後、実務講習の受講を希望される方について
 面接を行います。

1 日 目：大阪府社会福祉会館

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-1b TEL 06-6762-5681
 最寄駅：地下鉄谷町線 谷町6丁目 4号出口 徒歩5分
 地下鉄谷町線 谷町9丁目 2号出口 徒歩7分

2 日 目：業業年金会館

〒542-0012 大阪市中央区谷町6-5-4 TEL 06-6768 4451
 最寄駅：地下鉄谷町線 谷町6丁目 4号出口を上がったすぐ

3 ・ 4 日 目：大阪社会福祉指導センター

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 TEL 06-6762-9471
 ※ 1日目の会場の大阪府社会福祉会館の向かい側の建物
 ※

○岸和田市内会場 (岸和田市立福祉総合センター)

日程	時間	テーマ	学習内容
8月2日 (土)	10時00分 ～12時30分	成年後見制度の概要	成年後見制度の理念を理解し、法定後見・任意後見の概要と後見人等の職務について理解する
	13時30分 ～15時00分	社会福祉の動向と市民後見人の役割	市民後見が求められる背景、「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し、市民後見人の必要性や役割を認識する
8月9日 (土)	10時00分 ～13時00分	権利擁護の基本的考え方と実態	支援を要する人の権利擁護についての理解、虐待を含めた権利侵害の実態と対応を学ぶ
	13時00分 ～14時20分	地域福祉の理念と福祉サービース	日常生活自立支援事業等の関連する事業や福祉サービース・社会資源を理解し、関係機関との連携の大切さを学ぶ
	14時30分 ～16時00分	申立てのながれと家庭裁判所の役割	家庭裁判所の申立から後見開始までのながれと、申立実務を学ぶ
9月6日 (土)	10時00分 ～12時00分	後見人の職務(1)	実務の後見人の職務について、財産管理・身上監護の業務を学び、具体的な実務を理解する
	13時00分 ～16時00分	対象者の理解	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のそれぞれの特徴について認識する
9月27日 (土)	10時00分 ～12時00分	後見人の職務(2)	実際の後見業務の事例について学び後見人の実務についてのイメージを定める
	13時00分 ～15時30分	事例検討(グループワーク)	後見事例に基づいた支援方針等の検討を行い、成年後見人としての対応を考える。

※1日目の8月2日(土)は午前9時45分から開講式を行います。

※4日目9月27日(土)は、講座終了後、**実務講習**の受講を希望される方について面接を行います。

※会場：岸和田市立福祉総合センター

〒596-0076 大阪府岸和田市野田町1-5-5 TEL.072-438-2321

最寄駅：南海本線岸和田駅 東へ500メートル

1-1 基礎講習終了後から活動開始までの予定

基礎講習終了までレポート等を提出していただき、最終日に面接を行い出席の状況等も考慮し、実務講習(平成26年11月から平成27年3月に開催)を受講していただく方を選択させていただきます。

実務講習終了後、市民後見人バンクに登録申請された方を面接等により選考させていただきます、市民後見人候補者として市民後見人バンクに登録し、家庭裁判所への推薦やその後のサポートなどを行います。

後見人等となるためには、家庭裁判所に選任される必要があり、後見人候補者となる際には、資産及び負債の状況等を家庭裁判所に提出していただくこととなります。

後見人等としての活動にあたっては、**交通費や通信費の実費は、被後見人等の資産から支払われますが、基本的に報酬を前提としない社会貢献的な活動であること**をご了承ください。

詳細については、「市民後見人養成講座に関するQ&A」(P5～P11)をご参照ください。

市民後見人養成講座に関する Q&A

- Q1 後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？
- Q2 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、報酬はあるのですか？
- Q3 後見人の職務内容は？介護も仕事？
- Q4 市民後見人の仕事は？役割は？
- Q5 市民後見人に求められる資質は？
- Q6 仕事をもつていても、後見人の業務ができるのでしょうか？どのくらい時間が後見の業務に必要なのですか？
- Q7 親族の後見人になりたいと考えていますが、この講座を受けられるのですか？
- Q8 基礎講習の受講にあたっての選考とはどういうものですか？また、その際の選考基準は？
- Q9 実務講習はどのような内容で、いつ、どのくらいの期間で実施される予定ですか？

Q1 後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？

A1

この講座は、受講することによって何らかの「資格」が得られるとか、行政が後見人として「お墨つき」を与える、などという性格のものではありません。

もともと、後見人となるための特別な資格はありません。次の欠格事由に該当する人以外で、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となるものの職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無、本人の意見その他一切の事情を考慮して家庭裁判所が選任します。(民法第843条より)

欠格事由 (民法第847条)

- ア 未成年者
- イ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人
- ウ 破産者
- エ 被後見人に対して訴訟をし、またはした者及びその配偶者並びに直系親族
- オ 行方の知れないもの

※利益相反関係にある本人の入所施設関係者(施設長など)も原則的に選任されない。

現状では親族の方が後見人となる場合以外は、家庭裁判所は信頼できる専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)の方を選任しています。この「市民後見人」という取り組みは、全国でもまだ始まったばかりで、家庭裁判所の信頼を得られるような質の確保が求められております。

今後、基礎講習に引き続き実務講習等を積み重ね、講習を受けられた方の中から、十分な知識と技術等が身についた方について、家庭裁判所に後見人等候補者として推薦していく予定です。その中で、家庭裁判所が後見人等として選任した方のみが、後見業務を担う事になります。(受講者すべての方が、後見人となる保証はありません)

あくまでも、家庭裁判所が選任するにふさわしい方を養成する事業です。
なお、後見人等候補者として推薦する際には、家庭裁判所に候補者の資産及び負債状況等の資料を提出する必要があります。

Q2 市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、報酬はあるのですか？

A2

市民後見人の活動については、報酬付与の審判申立は、行わないことを前提として
います。

なお、後見業務に要した実費は、被後見人の資産から支払われます。

後見人報酬は、当然に得られるものではなく、「家庭裁判所は後見人及び被後見人（本人）の資力その他の事情によって、被後見人（本人）の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」（民法862条）、と規定されています。そのため、後見人等が報酬を得るには、報酬付与の審判申立を行い、裁判所の決定を得る必要があります。報酬付与の申立がなされて初めて家庭裁判所は報酬を与えるか否か、与える場合にはその額を審判で決定します。よって、ご本人に資力がない事案では、後見人報酬を得られない場合も多くみられます。

市民後見人が後見人として選任される事案は、本人に比較的資力が少なく、身上監護を中心とした案件が想定されます。また、市民後見人は、社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、地域における相互支援活動として市民という立場を活かした身近なところで後見活動を行っていただくものです。報酬を前提としないことで、その特性を十分に発揮できるものと考えています。

Q3 後見人の職務内容は？ 介護も仕事ですか？

A3

介護や家事のような事実行為は、後見人の業務ではありません。ご本人の生活に必要なことであっても、直接後見人が行なうのではなく、必要な福祉サービス等を利用することができるよう、行政機関やサービス提供業者と調整し、必要な契約等を行うことが後見人の業務です。

後見人が果たすべき役割と職務は、「身上監護と財産管理」とされています。

身上監護とは、本人の生活状況や身体状況等に配慮して、本人の生活を守る事です。

実際の職務の内容は、後見・保佐・補助の類型によっても異なりますし、個々の事案によって求められる内容も違ってくるので一概にはいえませんが、次のような職務が想定されます。

〈後見人として想定される職務内容〉

- ・ ご本人の財産の把握と管理（財産目録や収支状況報告書の作成）
- ・ 年間の収支計画の作成
- ・ ご本人の日常生活を維持する上で必要な生活費や預貯金の管理
- ・ 生活状況の把握と、必要な福祉サービス等の利用契約
- ・ サービス内容に関する事業者等との調整
- ・ 悪質な訪問販売等からの保護（不必要な契約の解除等）
- ・ 家庭裁判所への後見事務の報告 等

また、婚姻・養子縁組など本人の意思のみによってなされるべき事柄（一身専属行為）は後見人の権限として認められておりませんし、手術など医療行為に関して承諾する権限もありません。

Q4 市民後見人の仕事は？ 役割は？

A4

基本的には一般の後見人と変わりませんが、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを委任し、生活等の見守りや「限られた年金等の収支をご本人のためにどのように使っていくかを考え執行する」など、身上監護中心でご本人に必要な後見業務を行います。

後見人の役割は、判断能力が不十分なために自らの権利を守り、安定した生活を維持することが困難な方のために、必要な契約や法律行為をご本人に代わって行うこと等により、その方の生活と権利を守ることにあります。

報酬を前提としない活動であるとはいえ、後見人であるからには、そこには法律的、社会的な重い責任が伴います。後見人の業務は、ご本人が亡くなられるまで、責任をもちつつ担っていただくこととなります。また、後見業務については、家庭裁判所の監督を受け、収支状況の報告等の事後処理も適切に行う必要があります。

※ 市民後見人の仕事は、法定後見の後見業務であり、任意後見契約については、対象と
しません。

Q5 市民後見人に求められる資質は？

A5

後見業務を適切に行うための知識や技術の習得はもちろんですが、後見人として一番大切なことは、ご本人の気持ちにしっかりと寄り添い、ご本人に本当に必要なのは何かをご本人やご家族と一緒に考え、それを実行に移していく姿勢です。

どんなに判断能力が不十分な方であっても、実際に日々の生活を営み、そこに安心感や幸福を感じるのはご本人です。後見人として自分の価値観や判断を一方的に押し付けるのではなく、ご本人の安心と幸せを求める気持ちをうまく引き出し、それを実行に移すお手伝いをする、という謙虚な姿勢が求められます。

市民後見人は、親族でもなく、弁護士等の専門職でもありません。ご本人と同じ一生活者としての感覚を大切にして、同じ日線で共感しながらご本人や親族等との信頼関係を築いていくことが何よりも重要です。

Q6 仕事をもっていても、後見人の業務ができるのでしょうか？
どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？

A6

後見人等の業務内容は、その案件によりさまざまであるため、一概には言えませんが、一般的に後見人の業務と仕事を両立することは不可能ではないと考えられます。(大阪府では、実際に仕事と両立させている市民後見人はたくさんいらっしゃいます。)

しかし、普段は休日に業務を行うだけでよい事業でも、急に平日に呼び出されて対応せざるを得ない事態も想定されますし、また、各種手続き等でどうしても平日の昼間に活動が必要なおもありますので、平日にお休みを取るのが難しいようだと、後見業務が十分でないことも懸念されます。

これらの点を踏まえ、お仕事との兼ね合いをお考えいただいたうえで、ご応募いただきますようお願いいたします。

Q7 親族の後見人になりたいと考えていますが、この講座を受けられるのですか？

A7

この講座は、特定の方のための後見人を養成するものではなく、広く一般に後見人が必要とされている方の後見業務を担っていただけの方を対象としております。将来的に誰の後見人になるかはわかりません。親族の後見人になることのみが目的、という方につきましては、今回の養成講座の対象とは異なりますので、ご遠慮いただきたいと思います。

親族の後見人に、とお考えの場合は、家庭裁判所に申立の際に後見人候補者として、申立書に名前を記載のうえ必要書類を提出すれば、面接等を経て家庭裁判所がその方にふさわしい後見人かどうかを判断することになります。

なお、すでに親族の後見人になっている、もしくは親族の後見人になる予定で、その経験を有効に活かして、今後他の方の後見人としても広く活動していきたい、という方については対象となります。

Q8 基礎講習の受講にあたっての選考とはどういうものですか？
また、その際の選考基準は？

A8

基礎講習の受講については、オリエンテーションでお配りする受講申込書により、申し込んでいただくこととなりますが、申し込み数が定員枠を越えた場合は書類選考となります。(各会場とも70名程度)

選考にあたりましては、応募資格を満たしているかどうかを確認のうえ、受講申込書に記載していただいた内容から、

- ・養成講座の趣旨をよく理解しているか
- ・成年後見制度における後見人の活動等について、適切な目的知識・意欲を持っているか

という視点で採点し、最終、資格、年齢等も考慮した上で、総合的に選考します。

また、定員枠内であっても、応募資格を満たしていない方や、趣旨をご理解いただけない方については選考対象となりません。

Q9 実務講習はどのような内容で、いつ、どのくらいの期間で実施される予定ですか？

A9

後見業務を担うにあたって、より実践的な実務についての講習を行います。(認知症・知的障がい・精神障がいのある方とのコミュニケーションのとおり方、財産目録の作成の仕方、後見計画の立て方、など演習も含む)

実務講習の受講者については、基礎講習終了までにレポートを提出していただき、集団面接及び出席の状況等も考慮し、選考する予定です。

実務講習は、11月から来年3月までに9日間実施し、その間に施設実習に4日間行っていたと予定です。

大阪府市民後見人養成講座（基礎講習）受講申込書

○申込書は、郵送又はFAXで次まで送付してください。

郵送の場合

〒542 - 0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階
 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター 市民後見人養成講座担当
FAX番号 **06-6764-7811**

申込期限：平成26年7月11日（金）まで（消印有効）

※15市町以外の方は参加される会場に○をご記入ください。（ ）大阪市内・（ ）岸和田市内

氏名 (ふりがな)			生年月日 (年齢)	昭和 () 年 月 日
			性別	男 ・ 女
自宅	住所 (〒 -)		文書等送付先 (チェック) <input type="checkbox"/>	
	電話番号	FAX		
所属 (勤務先等)	住所 (〒 -)		文書等送付先 (チェック) <input type="checkbox"/>	
	名称			
	電話番号	FAX		
受講の動機	(現在までの主な活動について)			
福祉活動 地域活動 の経験	(現在お持ちの資格・免許等についてご記入ください。専門職の資格については所属している職能団体があれば記入してください。)			
資格等	(必須ではありません)			
職歴				

※ ご提供いただいた個人情報につきましては、本講座の運営・案内のためにはのみ利用し、他の目的には、使用いたしません。また、第三者に提供することはありません。

平成26年度 大阪府 市民後見人養成講座(基礎講習) カリキュラム(市内会場)

日程	会場	時間	テーマ	講師	学習内容
8月2日 (土)	大阪府社会福祉会館 301号室	10時00分 ～12時30分 (150分)	社会福祉の動向と 市民後見人の役割	学識経験者	市民後見が求められる背景、「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し、市民後見人の必要性や役割を認識する
		13時30分 ～16時40分 (150分)	成年後見制度の概要	弁護士	成年後見制度の理念、法定後見・任意後見の概要、後見人等の職務について理解する
8月23日 (土)	薬業年金会館 401・402号室	10時00分 ～12時00分 (120分)	権利擁護の基本的考 え方と実際	弁護士	支援を要する人の権利擁護について理解し、虐待を含めた権利侵害の実際と対応を学ぶ
		13時00分 ～14時20分 (80分)	地域福祉の理念と福 祉サービス	大阪府社会福祉 協議会	地域福祉の理念と関連する福祉サービス・社会資源を理解し、関係機関との連携について学ぶとともに日常生活自立支援事業の概要や実務、成年後見制度との関係について理解する
		14時30分 ～16時00分 (90分)	申立てのながれと家 庭裁判所の役割	大阪家庭裁判所	家庭裁判所の申立から後見開始までのながれと、申立実務を学ぶ
9月6日 (土)	大阪社会福祉指 導センター	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見人の職務(1)	司法書士	実際の後見人の職務について、遺産管理、身上監護の業務を学び、具体的な実務を理解する
		13時00分 ～16時00分 (180分)	対象者の理解	社会福祉士	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のそれぞれの特性について認識する
10月4日 (土)	大阪社会福祉 指導センター	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見人の職務(2)	学識経験者 弁護士 社会福祉士 市民後見人	実際の後見業務の事例について学び後見人の実務についてのイメージを高める
		13時00分 ～15時30分 (150分)	事例検討 (グループワーク)		後見事例に基づいた支援方針等の検討を通じて、成年後見人としての対応を考える。

平成26年度 大阪府 市民後見人養成講座(基礎講習) カリキュラム(岸和田会場)

日程	時間	テーマ	講師	学習内容
8月2日 (土)	10時00分 ～12時30分 (150分)	成年後見制度の概要	弁護士	成年後見制度の理念、法定後見・任意後見の概要、後見人等の職務について理解する
	13時30分 ～16時00分 (150分)	社会福祉社の動向と市民後見人の役割	学識経験者	市民後見人が求められる背景、「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し、市民後見人の必要性や役割を認識する
8月9日 (土)	10時00分 ～12時00分 (120分)	権利擁護の基本的考え方と実際	弁護士	支援を要する人の権利擁護について理解し、虐待を含めた権利侵害の実際と対応を学ぶ
	13時00分 ～14時20分 (80分)	地域福祉の理念と福祉サービース	大阪府社会福祉協議会	地域福祉の理念と関連する福祉サービース・社会資源を理解し、関係機関との連携について学ぶとともに日常生活自立支援事業の概要や実務、成年後見制度との関係について理解する
9月6日 (土)	14時30分 ～16時00分 (90分)	申立てのながれと家庭裁判所の役割	大阪家庭裁判所	家庭裁判所の申立から後見開始までのながれと、申立実務を学ぶ
	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見人の職務(1)	司法書士	実際の後見人の職務について、財産管理、身上監護の業務を学び、具体的な実務を理解する
9月27日 (土)	13時00分 ～16時30分 (150分)	対象者の理解	社会福祉士	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のそれぞれの特徴について認識する
	10時00分 ～12時00分 (120分)	後見人の職務(2)	学識経験者 弁護士 社会福祉士 市民後見人	実際の後見業務の事例について学び後見人の実務についてのイメージを高める
		審判検討 (グループワーク)		後見事例に基づいた支援方針等の検討を行い、成年後見人としての対応を考える。

平成26年度 大阪府 市民後見人養成講座(実務講習) カリキュラム
9日間(他に施設実習4日間)

日程	会場	時間	テーマ	講師	学習内容
1日目 11月 8日 (土)	大阪社会福祉 センター ホール 指導	10時00分 ～12時30分 (150分)	地域福祉の推進と市 民後見人の役割	学識経験者	地域福祉の推進と市民後見人の基 本的な格・権利擁護と対人援助 (判断能力が不十分な方の意思決 定の支援)
		13時30分 ～16時00分 (150分)	成年後見制度(制度の 内容と後見事務につ いて)	弁護士	同意差、取消権、代理権の内容、 市町村長申立之期待問題
2日目 11月 15日 (土)	葉業年金会館 301号室	10時00分 ～11時25分 (85分)	対象者の理解(1) 精神障がい	精神科医師	精神障がい者の特性と接し方
		11時35分 ～13時00分 (85分)	対象者の理解(2) 知的障がい	福祉関係者	知的障がい者の特性と接し方
		14時00分 ～16時00分 (120分)	対象者の理解(3) 認知症	医師	認知症高齢者の特性と接し方
3日目 12月 6日 (土)	大阪 府社会福祉 会館 401号室	10時00分 ～11時00分 (60分)	年金制度について	日本年金機構 大子 前年金事務所	年金制度の概要について(公的年 金の意義・特徴、制度の体系、年金 の種類(老齢・障害・遺族)、受給要 件等)
		11時10分 ～12時10分 (60分)	税務申告制度につい て	近畿税理士会税理 士	所得税の申告制度について(所得 の種類、所得控除・相殺税と贈与 税)
		13時10分 ～14時40分 (90分)	消費者被害の現状と 対応	大阪府消費生活セン ター 消費生活専門相談 員	判断能力が不十分な人の被害と対 応について(特定商品取引法、 消費者契約法、消費生活センター の役割)
		14時50分 ～15時40分 (50分)	サポート体制について	大阪後見支援セン ター	市民後見推進事業の仕組み、受任 後のサポート(日常相談・専門相 談)について
		15時40分 ～16時00分 (20分)	施設実習について		施設実習の目的、実習先の選定、 実習中の注意事項等について
4日目	各市町で日程・会 場・講師等調整し別 添案内	福祉制度(1) 高齢者福祉施策	各市町で調整 (複数の市町が合同 で実施する場合もあ ります。)	高齢者福祉の取組み、高齢者虐待 防止法の理解と対応、権利擁護に ついて	
		福祉制度(2) 介護保険制度			介護保険制度の概要、介護保険 サービスの整備・利用状況、地域 包括支援センターについて
		福祉制度(3) 障がい者総合支援制 度			障がい者総合支援制度の仕組みと 内容、障がい者福祉の取組み状 況、障害者虐待防止法の理解と対 応、権利擁護について
		福祉制度(4) 生活保護制度			生活保護制度の概要、申請手続 き、現状と課題
福祉制度(5) 健康保険制度、後期 高齢者医療制度	健康保険制度、後期高齢者医療制 度の概要(健康保険の種類・対象 要件・減免手続き等)				

日程	会場	時間	テーマ	講師	学習内容
5日目 17日 (土)	大阪府社会福祉会館 301号室	10時00分 ～12時30分 (150分)	関連法律知識	弁護士	契約、親族、相続、遺言等市民後見人の活動に際し必要となる法律について学ぶ
		13時30分 ～15時30分 (120分)	後見業務の実際(1) 財産管理の実際	司法書士	就任時の業務、財産管理の方法と実務、金融機関・行政機関への届け出、家裁への報告等について学ぶ
6日目 18日 (土)	大阪府社会福祉会館 401号室	15時40分 ～16時00分 (20分)	事前オリエンテーション	大阪後見支援センター	演習、グループワークに入る前に
		10時00分 ～12時00分 (120分)	後見業務の実際(2) 身上監護の知識・業務	社会福祉士	身上監護に関する受任後の実務、事実行為との違い、サービスの確保等について学ぶ
7日目 14日 (土)	大阪府社会福祉会館 401号室	10時00分 ～11時40分 (100分)	後見業務の実際(3) 演習 身上監護を中心として	社会福祉士	事例を通して、後見計画の策定を行い、グループワークを通じて後見活動に対する理解を深める
		12時40分 ～13時50分 (70分)	後見業務の実際(4) 家裁への報告と連携	大阪家庭裁判所	就任時の手続きや報告書等の作成方法等について学ぶ
		14時00分 ～16時00分 (120分)	後見業務の実際(5) 終了事務について	弁護士	様々な事例を通じて、終了事務について学ぶ
8日目 28日 (土)	大阪府社会福祉会館 401号室	10時00分 ～12時30分 (150分)	後見業務の実際(6) 演習 就任時の手続き、 き、財産目録の作成	社会福祉士	事例を通じて、就任時の手続きの仕方、財産目録の作成について実務を学ぶ
		10時00分 ～12時30分 (150分)	事例検討(1)応用 グループワーク	社会福祉士	事例を通じて、後見計画の策定等の後見業務を理解する
9日目 3日 (土)	大阪府社会福祉会館 401号室	13時30分 ～16時00分 (150分)	事例検討(2)応用 グループワーク	社会福祉士	事例を通じて、後見計画の策定等の後見業務を理解する
		10時00分 ～12時30分 (150分)	施設実習のふりかえり グループワーク	学識経験者 弁護士 司法書士 社会福祉士	施設実習での体験を話し合い、後見人として対象者や施設とのかわり方を学ぶ